

掛川市教育委員会規則第1号

掛川市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年9月27日

掛川市長教育委員会教育長

(別紙)

掛川市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則（平成17年掛川市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「幼稚園保育料（預かり保育料）」を「預かり保育料」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。